

静岡県立ふじのくに国際高等学校
国際バカロレア・ディプロマプログラム
アカデミック・インテグリティ・ポリシー（学問的誠実性に関する方針）

1 方針

ふじのくに国際高等学校（以下、本校）は、予測不能な未来に対し、生涯にわたって学び続ける姿勢と熱意を持ち、新しい考え方や方法を探究して地域社会に貢献する人の育成を目指している。その人物像はIB学習者像のひとつである「挑戦する人」に共通するものであり、その取組にあたっては誠実かつ正直に、公平な考えと強い正義感をもって行動する学問的誠実性が求められる。生徒が学問的誠実性を理解し、責任感を持って倫理的に行動するためには、教職員はもちろんのこと、保護者を含む学校コミュニティ全体からのサポートが大切である。本校がディプロマプログラムを開始するにあたり、学問的誠実性に関して教職員、生徒、保護者それぞれが担う責任をコミュニティ正行為について全体に周知するとともに、以下の内容を共通理解をもって指導する。

2 責任と役割

学問的誠実性の促進、不正行為の防止に向け、管理職・DPコーディネーター、教務主任、教職員、生徒及び保護者は、次の責任と役割を負うものとする。

(1) 管理職・DPコーディネーター・教務主任

- ア 全教職員に対し本方針の理解と実施のための研修の機会を提供する。研修は毎年度4月に実施する。また、IB Weekly Meetingを通して、本方針を学校の文化として学校全体に浸透させる。
- イ 学問的誠実性に関する説明を全ての教職員、生徒、保護者に行う。生徒及び保護者への説明は年度初めの説明会や面談を通して実施する。
- ウ 生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失についてIBに報告し、調査に協力する。

(2) 教職員

- ア 教職員は、自らが学問的誠実性を体現するロールモデルとなる。
- イ 生徒に成果物を作成させる際、学問的誠実性の重要性を伝える。
- ウ 生徒に対し作品の出典を正確に示す方法、引用・参考文献の示し方を例示する。
- エ 学問的不正行為の内容と、適用されうる処分について生徒が理解できるようにする。
- オ 不正行為を未然に防ぐために、生徒が課題等への取り組みで苦勞している際は、面談等の適切なサポートをする。
- カ 不正行為の防止及び不正行為の有無を早期発見するために、ライティング支援システム（Turnitin）を通して、生徒の論文やレポートを独自データベースやWebの照合及び不適切なコピーアンドペースト等、剽窃・盗作が懸念される個所を可視化

し、指導にあたります。

(3) 生徒

- ア 学校および IB の方針を完全に理解する。
- イ プロジェクト、課題、論文、レポート、小テスト、試験など評価用に提出する成果物は自分の責任において作成しなければならない。
- ウ 記述および口述資料、芸術作品など、評価用に IB に提出したすべての成果物において、使用した資料の出典を明らかにする。
- エ 成果物の作成にあたって、認められていない援助を受けない。

(4) 保護者

- ア 子どもが課題や試験問題を完成させるにあたり、IB の方針、手順、科目ごとのガイドラインを理解する。
- イ 生徒の学問的不正行為の内容およびそれに対する処分を理解する。

3 学問的不正行為の定義

学問的不正行為は誠実かつ公正に課題に取り組む生徒に不利益をもたらすだけでなく他者からの信頼を根底から揺るがす行為である。以下に挙げる行動は不正行為として定義される。

(1) 課題の取組に関わる不正行為

項目	内容
ア 剽窃	意図的か否かに関わらず、他者の考えや成果物を自分のものとして用いること。他の生徒の成果を写すのは重大な不正行為であり、同時に、出版物、インターネット上の情報、データ、図表、美術、写真、映像、音楽等を、その出典に言及することなく使用することはできないということを特に強調する。別の言語に翻訳して使用することもこれに当たる。
イ 共謀	自分の学習成果物を他人に写させたり、代行したり、その提出を許す等、他の生徒の不正を支援すること。
ウ 重複使用	過去に既に提出したり評価されたりした課題を、別の課題で使用すること。別の言語に翻訳して提出することもこれにあたる。
エ データの捏造	図表や調査のデータを捏造したり、記録の虚偽申告等をしたりすることは、「不正」とみなされる。

(2) 試験に関わる不正行為

- ア 試験実施前に、不当に試験内容を入手すること。

- イ 試験官の許可を受けたもの以外の資料・用具・デバイスを、意図の有無にかかわらず、試験室等に持ち込むこと。
- ウ 試験実施中に、他の解答を写したり、見せたり、交換したりすること。
- エ 規則や試験官の指導・指示に従わないこと。
- オ 試験や他の生徒を妨害すること。
- カ 試験時間外に解答用紙に不正に手を加えること。
- キ 試験について、試験終了後 24 時間以内に、他の人に試験問題を知らせる、またはその内容について話すこと。

4 学問的不正行為の調査

本校では、全ての不正行為が、生徒支援課を中心に対処され、職員会議を経て、本人に対する教育的指導の対象となり得る。

なお、生徒は入学時に、学校の教育方針を遵守することを宣言する誓約書を提出することが求められる。

不正行為があった場合、担任の連絡により当該生徒及び保護者を学校に召喚し、直接経過説明と教育的指導内容が申し渡される。不正行為ではない場合でも指導が必要と判断されれば、必要に応じて教科担当者、担任及び DP コーディネーター等により本人に対して適切な教育的指導を行う。

生徒の学問的不正行為を疑うエビデンスがあると IB が判断した場合、学校は調査を実施し、関係者全員の陳述書、及びかかる疑義に関連するすべての文書を IB に提供しなければならない。学校が学問的不正行為の調査に協力しなかった時は、対象科目における当該生徒の成績は無効となる。

5 学問的不正行為への制裁措置

調査の結果、学問的不正行為があったと確認された場合、当該課題に対する評価は行わず、生徒支援課の内規に基づいた制裁措置が適用される。

6 異議申し立て

異議申し立ては、指導について通知された日から 10 日間（学校のある日）以内に行われなければならない。校長が異議申し立てを検討し、最終判断をして、その旨を該当の生徒と保護者に対して報告する。

7 学問的誠実性方針の見直し

本方針は、本校教職員全体で共有したうえで、年度当初に全ての生徒、保護者に対して公表され、理解されます。学問的誠実性の継続的な改善のため、毎年見直され、必要であれば職員会議及び校長決裁を経て改訂を行うものとする。